

事 務 連 絡

平成30年4月25日

都道府県  
各 指定都市 障害保健福祉主管部(局)長 殿  
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
企画課自立支援振興室

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準」の一部改正について」の訂正について

標記について、平成30年3月23日付けで「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準」の一部改正について」(平成30年3月23日障発0323第23号)が発出されたところですが、別添のとおり訂正いたしますので、御了知の上、遺漏なきようお願いいたします。

なお、訂正内容は平成30年4月1日に遡り適用されるものであり、その運用に遺漏なきよう取扱いをお願いいたします。